

「第55回大府市産業文化まつり」出店(展)要領

第1条 目的

大府市産業文化まつりへの出店(展)は、会場内に市民サービスとコミュニケーションの場を設け、産業文化まつりの雰囲気盛り上げるとともに、出店(展)企業の魅力を高めて、大府市経済の活性化に資することを目的とする。

第2条 出店(展)日時

令和6年10月26日(土) 9:30~16:00 交通規制 9:00~16:30

令和6年10月27日(日) 9:30~15:30 // 9:00~16:00

交通規制中は会場内への車両乗り入れを禁止とする。また、終了時間後のサービスの提供は禁止とする。

第3条 出店(展)場所

メディアス体育館おおぶ駐車場・同フットサルコート

第4条 出店(展)品目

「健康都市おおぶ」に相応しい地元の特色ある飲食物、製品、加工品及び第1条の出店(展)の趣旨に沿うものを主とする。ただし、大府商工会議所(以下「事務局」という。)が認めた場合は、この限りでない。また、内容によっては出店(展)を認めない。

第5条 出店(展)条件

- (1) 原則として市内に事業所を有する大府商工会議所会員で出店(展)者会議に参加できる事業所とする。
- (2) 名義貸しは禁止するとともに、発覚した場合、以後の産業文化まつりへの出店(展)は認めない。
- (3) 原則1テント若しくは1キッチンカーの申込とする。ただし、事務局が許可した場合は、この限りではなく、物販での出店においては、代表と共同する出店者で1テントの申込を行うことができる。
- (4) 祭り両日に出店(展)できる事業所とする。
- (5) 商工会議所会費に未納があるものは、出店(展)を認めない。

第6条 出店(展)料等

事務局は、別表1に大府市産業文化まつり出店(展)料を定め、出店(展)者は申請に基づく出店(展)料を定められた以下の期日までに支払う。定められた期日までに支払がされない場合、事務局は出店(展)を認めない。

支払期日：屋外即売会出店(展)者 令和6年9月30日(月)まで

：商工業振興展出店(展)者 令和6年10月4日(金)まで

第7条 出店(展)募集数

概ね屋外即売会45事業所、商工業振興展12事業所、移動販売車6台(スペースの関係上増減あり)

第8条 出店(展)申し込み

- (1) 大府市産業文化まつりへの出店(展)を希望する企業・団体等は、別表2(物販共同出店の場合は、別表3)による第55回大府市産業文化まつり出店(展)申込書兼誓約書の原本を事務局へ8月2日(金)までに提出するものとする。(必ず原本を提出すること。※郵送による原本提出は可とし、当日必着。)
- (2) 出店(展)募集数を越えた場合、先着順かつ市内事業所を優先し、事務局にて選考の上、決定するものとし、出店(展)者はこれに従う。

第9条 出店(展)位置

各出店(展)者の出店(展)位置は、事務局において決定し、出店(展)者は、これに従う。また、市内事業所を優先した配置とする。

第10条 備品等

- (1) テント、机、椅子(以下「テント等」という。)は、原則として事務局が準備する。数量は申込内容を参考に事務局にて決定する。
- (2) テント等の設営・撤去は、事務局で行うが、出店(展)者は円滑に作業できるよう協力すること。

第11条 飲食物の販売、提供

- (1) 有料・無料を問わず飲食物の提供を行う出店者については、祭り開催前までに出店者が品目毎に管轄(知多保健所へ露店営業の届出をすること。
- (2) 露店営業を行う事業所は、食品営業許可証と腸内細菌検査成績書の写しを必ず事務局へ提出すること。

第12条 電気、ガス、水道の使用

電気は事務局が準備するため発電機の持込は禁止とする。水道は3ヶ所準備するが次項に留意すること。

- (1) 出店(展)者は、電気機器を使用する場合には、必ず出店(展)申込書にその旨を記載すること。記載がない場合は、電気使用が出来ない。尚、通電は出店(展)時間内に限る。
- (2) 電気使用については、会場全体の電気供給可能量との関連で調整することがある。特に、申込書提出後に、電気使用量を変更する場合は、速やかに事務局に報告すること。申請使用量及び2口コンセントの最大容量1,500kwを超えないよう留意すること。
- (3) ガスの使用については、出店(展)申込書に必ず記載すること。

- (4) 事務局が許可しない限り、水道の蛇口にホースを繋げることは禁止する。
- (5) 飲食の出店者は、手洗い用のタンクをテント内に設置すること。
- (6) 汚水、下水の排水は厳禁とする。

第 13 条 火器使用

火器を使用する場合は、出店(展)者の責任において、消火器をブース内に設置すること。

第 14 条 調理等の機器

冷蔵庫、ショーケース、ガスボンベその他販売・調理及び飲食に必要な機器等は、出店(展)者が準備するものとする。

第 15 条 出店(展)PR

出店(展)者の負担において、工夫を凝らした装飾を行うこと。

第 16 条 販売・展示責任

- (1) 産業文化まつりにおいて、出店(展)者が販売、配布、火器取扱、その他の行為について起き得る事故は、出店(展)者の責任において対処し、事務局は無責管理とする。
- (2) 販売人の配置、金銭及び備品、展示品、商品の管理は、出店(展)者の責任で行うこと。
- (3) 販売価格の表示は明確にするとともに、パック詰製品等については、法令等に基づく所定の表示を必ず行うこと。賞味・消費期限切れの飲食物の販売は、禁止する。

第 17 条 営業補填

産業文化まつりにおいて、天候その他の要因により出店(展)者の販売、配布量、売上高、利益等の結果がいかになろうとも事務局は、出店(展)者に対し、それに関する補填は一切行わない。

第 18 条 ゴミの始末

出店(展)者は、ごみ処理及び清掃を行い、ゴミは持ち帰ること。

飲食出店者は、土間にブルーシート等を敷くこと。

第 19 条 その他

- (1) 産業文化まつりの開催日 2 週間前以降は、中止及び開催内容が変更になったとしても、出店料の払い戻しは行わない。
- (2) いかなる要因において産業文化まつりが中止になっても、出店(展)者の仕入等の費用については補填しない。
- (3) 露店営業者は食品営業許可証と腸内細菌検査成績書の写しをテント・移動販売車内に掲示・保管するものとする。また、土間へのブルーシート敷設を出店条件とし、不足している場合、事務局は、飲食の提供中止を求めることができる。
- (4) 各出店(展)者は、搬入搬出方法・食品衛生上の注意事項など、この要領に定めるほか事務局の指示を厳守すること。守られない場合は出店(展)の取りやめ及び以後の出店(展)を禁止する可能性がある。

第 20 条 出店(展)者は食中毒や感染症の予防・対策に努めること。

【お問い合わせ・申込先】

大府商工会議所 事務局 TEL 0562-47-5000 FAX 0562-46-9030

別表 1 大府市産業文化まつり出店(展)料(税込)

種 別	単 位	寸 法	金 額
飲食販売用テント(横幕有り)	1 小間	3.6×5.4m	30,000 円
物販用テント	1 小間	3.6×5.4m	16,000 円
※物販共同出店の場合	1 / 2 小間	3.6×2.7m	8,000 円
フットサルコートイベント出店 (希望により横幕・ブルーシート手配)	1 小間	3.6×5.4m	12,100 円
移動販売車出店	1 台	—	30,000 円
商工業振興展出展者テント 飲食・物販用テント 1/2 スペース。 横幕でテントを区切る。	1 小間	3.6×2.7m	10,000 円
長 机(ベニア)	1 台	600×1800 mm	1,000 円
商工業振興展用机(デコラ)	1 台	600×1800 mm	1,200 円
折り畳みパイプ椅子	1 脚	—	300 円
屋外即売会用 電気(1500W)	1 個	2 口コンセント	4,000 円

※物販共同出店は、2つの物販出店者が1テント内で出店される場合に適用する。

※事務局手続きの変更により、出店(展)料に含めていたテントレンタル代は設営事業者であるレントオール半田さんへのお支払いになります。詳細は出店(展)者会議にてご案内します。